

Title	室町期冷泉家古今学に関する一資料： 三康文化研究所附属三康図書館蔵『為和秘抄』所収の古今注をめぐって
Sub Title	A material for the Reizei school study of Kokinwakashu : the commentary of Kokinwakashu included in Tamekazuhisho owned by Sanko Library
Author	館野, 文昭(Tateno, Fumiaki)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2014
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.107, (2014. 12) ,p.1 (292)- 21 (272)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01070001-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01070001-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 室町期冷泉家古今学に関する一資料

—三康文化研究所附属三康図書館蔵『為和秘抄』所収の古今注をめぐって—

舘野 文昭

### はじめに

中世における『古今和歌集』注釈は、謡曲・軍記・お伽草紙等様々なジャンルの文芸にも影響を与えており、文化史意義は大きい。その重要性は認識されて久しく、これまで多くの研究が積み重ねられている。重要な先行研究として、まづ片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題』全六巻七冊<sup>①</sup>が挙げられよう。片桐氏は中世の『古今和歌集』注釈書（以下「古今注」とする）を広く調査して解題を施し、それにより中世古今注世界の輪郭が見えてきた。

また、近年になつて慶應義塾大学附属研究所斯道文庫編『古今集注釈書伝本書目』<sup>②</sup>が刊行され、どこにどのような古今注が所蔵されているかが一覧出来るようになり、ここに各書目の伝本研究や本文的影響関係の研究の基盤は整ったと言える。この目録を活用して伝本研究・本文研究を進め、片桐氏の著述を補訂してゆくということが、今後の研究課題

の一つとなっている。その一方、まだ現存する全ての古今注が把握された訳ではない。目録書名からそれが古今注と分らないかったり、他の書目と合写されて伝わっていたり等の事情で、見逃されている古今注も少なくないのである。そうした古今注を調査し、『伝本書目』を補ってゆくのも重要な課題であることは間違いない。本稿は、そうした古今注の一つである、三康文化研究所附属三康図書館所蔵の『為和秘抄』という写本に合写される古今注を取り上げ、考察を加え、『古今集』注釈史における位置付けを試みたい。

## 一、三康図書館蔵『為和秘抄』について

検討に先立ち、本稿で取り上げる古今注を収める三康図書館蔵『為和秘抄』という写本について基本事項を述べておく。まず書誌を略記する。

- 三康文化研究所附属三康図書館蔵（函架番号・5・1233）。袋綴一冊、五針眼。（江戸時代前中期頃）写。①『題会之庭訓』②為和改編本『和歌会次第』③佚名古今注の三書目を合写。目録書名「為和秘抄」。表紙は原装斜方格子渋引表紙（二三三・〇×十七・四糶）。外題は表紙左肩に「為和秘抄」（本文と別筆）と打付墨書。内題は、①ナシ  
②「和歌会次第<sup>複製</sup>家説」③ナシ。遊紙前後各一丁。料紙は楮紙。每半葉十行。字面高さは①本文（一を含まず）約十八・四糶、②本文約十七・三糶（項目名は本文より約二宇上げ）、③本文（一を含まず）約十八・七糶。墨付丁数は三十四丁（①1オ〜12ウ、②13オ〜19ウ、③20オ〜34ウ）。印記、「柳原庫」（朱・陰刻・長方・子持杵・篆）、「大橋／圖書／館印」（朱・陽刻・方・単杵・篆）、「安田家寄附特別図書」（朱・陽刻・長方・子持杵・隸）、「原／田」（朱・

陰刻・方・単杵・篆)。奥書①「如何様与風罷下以拝顔猶々御不審／之儀可申候披講博士は去年注進之間／只今注進候／為和／藤澤御同宿中」(本奥書) ②「此一巻乍斟酌御懇望之間以庭訓／之旨奥注進候家明鏡深可被禁／外見者也／右衛門督為和(花押)／藤澤御同宿中」(本奥書) ③ナシ

右の通り、本書は江戸時代前～中期頃の書写と見られる写本で、柳原家旧蔵、「為和秘抄」という外題が付され、三つの異なる書目(書写される順に①②③とした)が合写されている。①は室町後期の上冷泉家当主である冷泉為和(一四八六～一五四九)の著した和歌会作法書であり、それに続いて書写される②は為和の先祖である藤原定家著の歌会作法書『和歌会次第』を為和が改編したものである。この両書は基本的に合写されて伝存している。①②に続いて佚名の古今注が書写される。この③は同内容の古今注が確認できず、奥書も無く、成立事情等は未詳である。

①②に関しては、本奥書に見える脇付「藤澤御同宿中」から、為和が藤沢清浄光寺(遊行寺)に伝えたものの転写本であると考えられるが、遊行寺には為和の自筆と思われる『題会之庭訓』と為和改編『和歌会次第』を合写した伝本が存在する。その為和自筆本は既に川平ひとし氏によって翻刻紹介され、考察が加えられているが、その論においてこの三康図書館本についても簡単に言及されている。川平氏は、<sup>④</sup>三康本は、遊行寺本と本文・奥書も含めて一致しているものの、署名表記の異なりから、<sup>⑤</sup>遊行寺本そのものではなく、同内容の署名部分のみ違えて書写した本の転写本ではないかと述べている。以上のように川平氏は①②については言及するものの、③古今注については触れていない。その他、本書の③について指摘のある先行研究は確認出来ない。本書の①②は同内容の善本が存在し、それが翻刻紹介されている以上、三康本の意義は必ずしも大きくない。しかし③は、『伝本書目』にも未載であり、先行研究も無いので、ここで検討してみる意義は充分にあるかと思われる。

猶、外題に「為和秘抄」とあり、為和の著作であることが明かな①②と合写されて伝わっていることから、この注を冷泉為和のものと考えたくなるが、本書の外題は、①②の本奥書に基づいて享受者が付した題であると考えられる。①②は一緒に伝来したもので間違いないが、③と①②との関係は不明であるから、ひとまず①②と切り離して考察する必要があろう。以下、この③の古今注（本古今注と呼ぶ）について考察してゆく。

## 二、いかなる注か

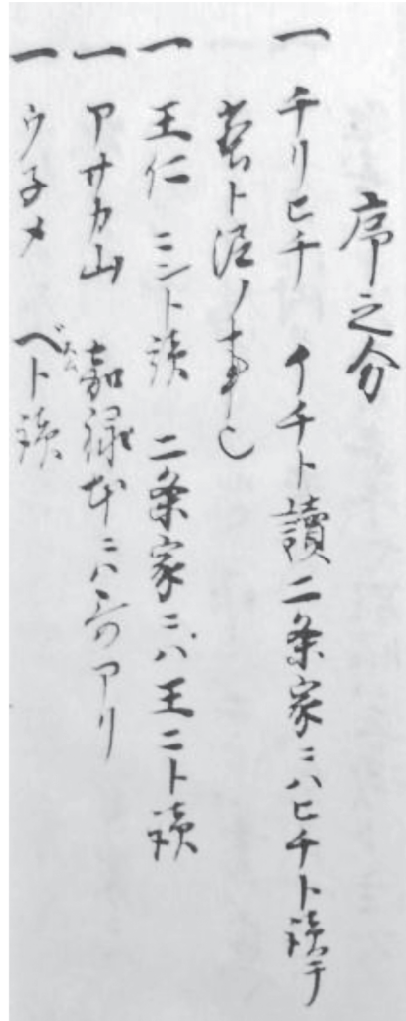
本古今注はまず仮名序からはじまり、巻第一から二十までの注を完備する。ただし全ての和歌に対して注が付けられている訳ではない。和歌も一首全体を掲出して、注が付けられているのではなく、問題となる部分のみの掲出となっている。被注歌の新編国歌大観番号を示すと、次の通り。

仮名序……二十九項目（項目の数え方は私意）	
巻第一……	3・29・39・53・57
巻第二……	75作・95・99・121・126・132 詞
巻第三……	150・160・166
巻第四……	171・172・177・196・204・208・216・224・227・230 詞・237 作・241・248
巻第五……	250・254・261・267・280・284・287・292・294・301・307・312
巻第六……	318・321・339・342

墨滅歌……	1108	1073・1082左・1084左・1086・1097・1098(他一項目)	(※詞書は「詞」、作者は「作」、左注は「左」、勘物は「勘」で示した)
卷第七……	349・351・358		
卷第八……	367・369詞・373作・379・393詞・401・405詞		
卷第九……	407・410・411詞・419・421		
卷第十……	422詞・423・426・427・431・431詞・432詞・433詞・435詞・436詞・442詞・444詞・445詞・447詞・448詞・449詞		
卷第十一……	450詞・452詞・453・454・457詞・458詞・458作・463詞・466詞		
卷第十二……	471・472・476詞・491・492・508・512・540・541・551		
卷第十三……	556詞・558・565・591・592・603		
卷第十四……	622・636・637・639・643・645詞・646・648・649・653・654・657		
卷第十五……	696・699・704・711・724・725・730・731・734・739・740作・746		
卷第十六……	747詞・765・774・775・778・793・797・801作・805・816・823		
卷第十七……	832作・847詞・862詞		
卷第十八……	885勘・885作・886・892・894・895左・903・912・919詞・920詞・921・923・925作・927作		
卷第十九……	955作・959・961・962・963詞・972・975・998		
卷第二十……	1001・1002詞・1003・1007・1010・1014・1018・1027・1048作・1054作・1055・1064・1066		

それでは注の性格を探ってみたい。本古今注の仮名序冒頭部分、卷一注の写真・翻刻を掲げる。

翻刻

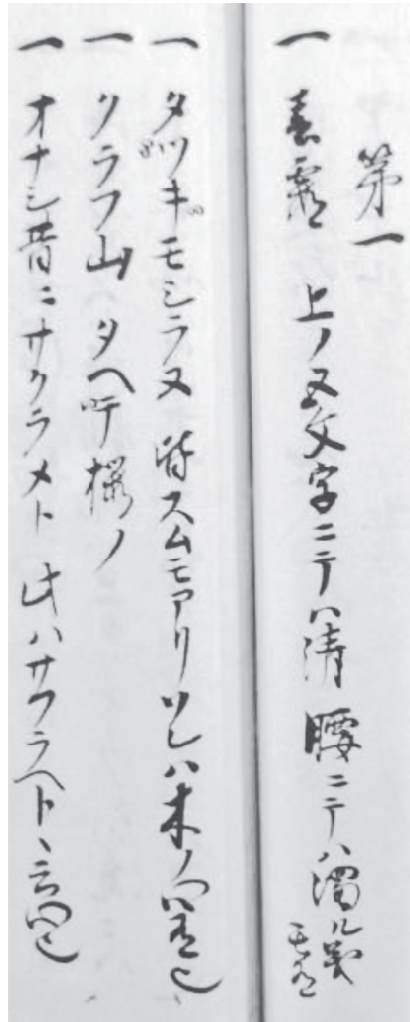


序之分

- 一、チリヒチ イチト読。二条家ニハヒチト読テ塵ト泥ノ事也。
- 一、王仁 ニント読。二条家ニハ王ニト読。
- 一、アサカ山 嘉禄本ニハ哥アリ。
- 一、ウネメ <sup>スム</sup>ベト読

翻刻

第一



一、春霞 上ノ又文字ニテハ清。腰ニテハ濁ル義モ有。(3)

一、タツキモシラヌ<sup>(39)</sup> 皆スムモアリ。ソレハ木ノ心有也。(29)

一、クラフ山 (39) タヘテ桜ノ<sup>(53)</sup>

一、オナシ昔ニサクラメト 此ハサフラヘト、云心也。(57)

一部分の引用ではあるが、ここから本古今注の基本的性格を窺うことが出来る。本古今注の本文はカタカナ漢字交じりの表記であり、所々に語の清濁を示す点が付されている。一見して聞書ノートのようにも思われる。内容を見ると、



まず仮名序注冒頭は「チリヒチ イチト読。二条家ニハヒチト読テ」と、読み癖に関しての注記が始まる。次の「王仁」も「仁」の字をどう読むかが問題にされており、これも読み癖に関する注である。また巻一の注の方を見ると、清音で読むか濁音で読むかが問題となっている注が目に着く。「タヘテ桜ノ」のように、清濁を示す点のみが付されている例もある。本古今注は、勿論それが全てという訳ではないが、清濁・読み癖に関する説を中心記した注釈書であると言える。猶、巻一注の三つ目の項目は、「クラフ山」とあるだけで何の注にもなっていない。これは三九番歌「梅花にほふ春べはくらぶ山やみにこゆれどしるくぞ有りける（紀貫之）」の注であるが、当該歌の中世の注をみると、「くらぶ山」の「フ」文字の清濁が問題となっていたことが知られる。⑦ということは、本古今注も、元々は「フ」の傍に濁点あるいは不濁点が付いていたものと思われる。⑧つまり本古今注は転写を経ており、清濁点は必ずしも原撰段階のものを忠実に反映していない可能性があるので注意が必要である。清濁点が文字の左傍に付いていたり、右傍に付いていたりするが、これは声調を表すものではないようである。巻第一・二九番歌「タツキモシラヌ」の「ツ」の左傍、「キ」の右傍にそれぞれ濁点が存するが、これは、当該歌中の語「たつき」の読みについて「タツギ」・「タツキ」の両説が存するということを示すものと思われる。その上で、「皆スムモアリ」、即ち「タツキ」という、何れの字も清音で読む第三の説を挙げているのであろう。

ところで、読み癖・清濁に関する注は、中世の歌学において重要視されたものであり、本古今注のように、こうした方法に主眼をいた古今注は、特に珍しいものではない。例えば堯恵（一四三〇）『古今集声句相伝聞書』・細川幽斎（一五三四～一六一〇）『古今清濁口訣』等が挙げられる。しかし、秘注語や注内容について、本古今注と比較しても、影響関係を指摘することが出来るものは未確認である。⑩本古今注の独自性は高いと言える。

### 三、どのような立場で書かれているか

それでは、本古今注の注釈者は自らをどの歌道の流派に立つ者として認識しているのだろうか。『古今集』の説の中には、二条家・冷泉家で説が異なる箇所があることはよく知られている。今川了俊（一三二六～一四一四頃）は南北朝期の武家歌人であるが、冷泉為秀（一三三七二）の門弟として、冷泉家流の立場から歌学書を多く著している。了俊の著した歌学書の中の、二条家と冷泉家で説が異なる古今の説を簡条書きにした部分を掲げる。

其二条家・冷泉家の古今の説相違の条々

一、富士の山の煙の不立家説・不絶事家説（①）

一、ながらの橋の作同・尽の事同（②）

一、王仁と王同にとのよみの事同（③）

一、作者の名、てう同とうつくとの事同（④）

一、万葉集の時代の事同（⑤）

如此の替目猶あまた侍り。只今心にかぶばかりを先注侍り。（『了俊歌学書』）

五項目が挙げられる。便宜的に①～⑤と番号を付した。①から④については、右に「家説」乃至「同」と傍記のある方が冷泉家説、そうでない方が二条家説として、冷泉家では認識していた、ということになる。⑤に関しては、片桐洋一氏『解題』で繰り返し述べられるように、『古今集』仮名序の「ならの帝」を、冷泉家では聖武天皇、二条家では文武

天皇に比定するという説が行われていた。この五項目について、本古今注ではどのような注がなされているかを見てみたい。

③ 一、王仁 ニント読。 二条家ニハ王ニト読。

① 一、煙タ、ス 立ノ字也。祝言ノ心也。二条家ニハ不断ノ心也。

② 一、ナカラノ橋モツクル也 作也。(二条家) 二ノ一ハ尽ノ字也。

⑤ 一、ナラノ御時ヨリ 聖武也。(二条家) 二ノ一ハ文武也。是ハ延喜マテハ二百九年也。顯昭ハ平城ト注ス。是ハ延喜マテハ九十三年也。

④ については言及が無いが、それ以外の四項目については注が施され、かつ冷泉家説をとり、「二条家ニハ…」として二条家説も併記する形である。本古今注の注釈者は冷泉流の立場にあると見られる。

今挙げた箇所以外にも、以下の i~viii の通り、歌道家の名を挙げている部分がある。

(i) 一、チリヒチ イチト読。二条家ニハヒチト読テ塵ト泥ノ事也。(序)

(ii) 一、ソトホリヒメノ流也 リウト読也。(二条家) 二ノ一ニハタクヒト読。(序)

(iii) 一、キリく ス 清輔説ハ上ヨリイフ。当流ニハ下ヨリ(巻第四秋上 196)

(iv) 啼キツルナヘニ日ハクレヌト ナヘニハカラニ也。暮ヌトノトノ字、当流ニハ第四ノ頭ニトヲ付。六条家ニハ別補

第三ノ下ニ付ル也。(巻第四秋上 204)

(v) 一、ヲカタマノ木 二条家ニハカ。朽木ノ説モ有。年木トモ、又柳トモ。皆異説也。ヲタママ木用之。アハヲカタマトハ、ヲハ助字也。カハヤ也。(巻第十物名 43)

(vi) 一、メトニケツリハナサセリケル (飛鳥井家) 飛鳥一ハ黄著也。瓶子ノ類也、用之。(卷第十物名44)

(vii) 君カ名モ我名モタテシ難波ナルミツトモイハシ 二条家ニハミツトモ。(卷第十三恋三 649)

(viii) 一、ワクラハニ (二条家) 邂逅也。自ノ心モ有。二ノハワクラハ。若葉ノ紅葉也。(卷第十八雑下 962)

二条家の他、清輔・六条家、そして飛鳥井家説を自らの説とともに挙げる。ここから飛鳥井家が歌道家として確立した室町中期以降に成立した注であると判断できる。冷泉家の名が挙げられていないのは、自らが依って立つ流派が冷泉家だ、という意識によるものと見做し得る。

ここで冷泉流の立場にある本古今注の注釈者と宗匠家との距離は如何程なのかという問題も生ずる。冷泉流を標榜する古今注でも、必ずしも実際に冷泉家で行われていた注説であるとは限らない。『大江広貞註』のように、宗匠家嫡流とは隔たった所で成立した古今注も存する。<sup>(1)</sup> 本古今注の説が冷泉家で行われていたものなのか、検討してみたい。

冷泉家説を伝える古今注は必ずしも多く残っておらず、本古今注の説を全てを確認することは出来ない。しかし、そのいくつかは冷泉家説を伝えると考えられる資料に見ることが出来る。歌道家により説のわかれると見られる所引 i) viii) を中心に見てみたい。

i) として挙げた仮名序の「ちりひち」の読みについて、本古今注によれば、自家説が「イチ」で二条家説が「ヒチ」となるが、一条兼良(一四〇二〜一四八二)の説を伝える『一条御説』に、「たかき山も麓の塵ひちよりと有は、塵泥とかけり。然者二条家にはちりひちとよめり。冷泉家にはちりいちとよめり」と見える。これは本古今注の述べるところと同じである。兼良には冷泉家当主が仕えていたので、冷泉家の説に接する機会が多かったと考えられる。つまり本古今注の「ちりひち」説は実際の冷泉家における認識であると見做せるのである。また、広島大学蔵伝上冷泉為和筆(江

戸前期)写『古今聞書』の行間書入にも、次のように同じ内容の記述が見える。

ちりひち中トよむ家説 二条家ニハヒトヨム

この伝為和筆『古今聞書』は飛鳥井榮雅(雅親、一四一六〜一四九〇)の説を伝える『蓮心院殿説古今集註』の一伝本で、行間の書入は「冷泉家の立場から書き入れられたもの」である。この書入は親本段階からあったものと思しく、為和の所為とする見方もあるが、片桐洋一氏は、「さらに疑問とすべきは「冷泉家説」とあつても、それは二条家との説の対立が既に有名になっていた仮名序や春の上下などの「古今集」の冒頭部分に限られていて、他の多くの書入れは「頭注密勘」と「僻案抄」によってなされていることを思えば、為和などの冷泉家当主ではなく、飛鳥井家の伝授を受けた上で、あらためて為和の訓説を受けたこの道執心の人物によってなされた」と推測する。その後この本について調査を行った日高愛子氏も、片桐氏の見解に賛意を示している。しかし為和の説ではないにせよ、為和から註説の伝授を受けた者の書人であれば、その内容は実際に室町後期頃の冷泉家において行われていた説と見られる。即ち、本古今注の「ちりひち」説が宗匠家において行われていた説であるということはいよいよ間違いない。

また、iiとして、「流」を冷泉家説では「リウ」と読み、二条家では「タクヒ」とするという言葉説を挙げた。二条家の流れを汲む諸注を見るに、「タクヒ」が必ずしも二条家正説とは限らないようであるが、冷泉流の注『良恕親王注』(曼殊院藏『古今鈔』)には、

流、りうと当流用。りうは哥の体也。其つり也。二条家ニハたくひと用ル也。

とある。『良恕親王注』は、寛永四(一六二七)年十一月二十五日、曼殊院良恕親王(一五七四〜一六四二)が藤谷(冷

泉) 為賢(一五九三〜一六五三) より冷泉家説を伝授された折に、写し留めたもので、冷泉流の立場でまとめられた古今注であり、近世初期頃に実際に冷泉家で行われていた注説を伝えるものである。<sup>(16)</sup> 清濁や読み癖について主眼を置く古今注で無いので、本古今注と内容的に重なる部分は必ずしも多くないが、iiのほかにも本古今注と類似する注説が少なからず見える。<sup>(17)</sup> 例えば、viiiに關しても「ワクラ葉トハ読ヘカラス、二条家説也」と見える。<sup>(18)</sup>

このように、本古今注には、実際に冷泉家で行われていた説が散見されるのである。<sup>(19)</sup>

本古今注の注釈者は自らを冷泉流の立場で注説を記しており、室町後期〜近世初期頃の冷泉家説を含んでいることが判明した。宗匠家と本古今注注釈者との距離も比較的近いように思われる。即ち、著者が冷泉家当主かどうかは断定できないが、少なくとも冷泉家当主による注説が淵源にあるのは間違いないだろう。

#### 四、注釈者は為和か

ここで、改めて本古今注が為和の手になる歌学書類と合写されて伝わっていることが注意される。本古今注は為和が『題会之庭訓』・為和改編本『和歌会次第』と共に伝授したもののではないだろうか。本古今注が、為和の著作である可能性を考えてみたい。しかしながら確実に為和の手になると断定出来る古今注は現存しない。為和の関わった古今伝授資料は存するが、その説はあくまで秘伝的注説であり、本古今注に述べられるような注説とは次元の異なるものと思われる。比較してみても本古今注が為和注であるか否かの判断材料とはならない。<sup>(20)</sup> なので、本古今注の内容を検討することで考えてゆく必要がある。

卷第十五、八〇五番歌注に注目したい。本古今注における当該歌注は次の通り。

一、ナトカ泪ノイトナカルラン 最無ノ字也。又イトマナキトモ云也。

「いとなかる」について「最無」説を第一に述べ、又の説として「いとまなき」説を挙げる。『良恕親王注』には、「イトナカルトハ無暇ヲ家説トス。非最流。涙ノイトマナカルラント云也」とあり、本古今注が第一に挙げた説「最無」説では無く、「又」として挙げた説が家説となっており、「最流」説を否定する。「最無」説について触れるところは無い。また伝為和筆『古今聞書』行間書人も「或ハイトマナキ也。無暇。非最流」と、同様の記述となっている。この記述は藤原定家撰『僻案抄』に見える注説で、定家以来御子左流ではこの説が行われていたと考えられる。また『僻案抄』当該歌注には「惣此集之中、最字ヲいと、よめる事不可用」という記述もあることから、本古今注が第一に挙げている「最無」説は定家の否定するところの説と言える。やはり、本古今注の当該歌注は、御子左流の宗匠家の人間の注としては不自然な感は否めないのである。

また、前節で引用した部分からも分かる通り、自説と他家説を併記する場合、他家説を排斥するような文言があまり無く、冷泉家を相対的に見る事が出来る人間の手になる注のようにも思われる。

そう考えると、本古今注は、為和の著作では無いと考えた方が良いのではないか。ただ、室町後期～近世初頃の冷泉家で行われている説を多く含み、宗匠家との距離もそう遠くない考えられること、為和の著作と合写されていること等を考え併せると、為和から注説の伝授を受けた者が為和説を核として、周辺で行われている説なども併せてまとめたものか、と考えるのが、とりあえずは一番無理がないように思われる。<sup>22)</sup> 即ち、伝為和筆『古今聞書』行間書人とともに、為和段階の冷泉家説を含んでいる古今注なのではないかと考えたい。無論これは推測であるから、注内容の検討を通し

て検証してゆく必要はあろう。

## 五、室町期における冷泉家流古今注説の展開―四三二番歌注を例に

さて、冷泉家説を含むことが判明した本古今注は、『古今集』注釈史研究の上で、如何なる意味を持つ資料なのか。巻第十・四三二番歌「みよしののよしののたきにかびいづるあわをかたまのきゆと見つらむ（物名、おがたまの木、紀友則）」注を手掛かりに考えたい。

広島大学蔵伝為和筆『古今聞書』行間書人は、家説として詞書「をかたまの木」の「か」について、「当家説ハ清」と、清音で読むことを示し、次のように記す。

後來迎院殿仰也

今案、此哥ニあはをかたまのとある、をかは、(A) か文字やノ心歟。又ハ、(B) ヲ文字ハ助字ニテ、泡カノ心歟。和歌本文の第四句「あわをかたまの」の解釈が問題となっている。後來迎院とは為和の父である冷泉為広（一四五〇―一五二六）のこと。「今案」とは「今新たに案出した考え」。つまり傍線部の説は為広が新たに付け加えたもの、ということになる。ここでの物言いから、「か」が「や」であるとする説(A)、又は、「ヲ」を助字とみて「あはをはかたま」を「泡か」と解する説(B)の、どちらを取るべきか決めかねている様子が窺える。

本古今注の当該歌注は第三節で引用した通りだが、ここで再掲する。

一、ヲカタマノ木 二条家ニハカ。朽木ノ説モ有。年木トモ、又柳トモ。皆異説也。ヲタマ木用之。アハヲカタマ



トハ、(B) ヲハ助字也。(A) カハヤ也。

やはり「おかたまの木」の「か」を清音で読む説が示される。注目すべきは傍線部である。「ヲハ助字也」は先の為広の今案(B)、「カハヤ也」は今案(A)と同説となっている。これは冷泉家当主の注説が本古今注の淵源にあることの証左とも言えようが、先には「歟」と疑問調であったものが、両説とも「也」と断定調になっている。つまりどちらの説をとるべきか迷っていたものが、両説とも採用するという風に変容しているのである。

為広が新たに考案した説を変形させつつも継承しているという点から、本古今注は為広以後の冷泉家説(為和が上限)を基盤としているようである。これは、前節での推測とも矛盾は無い。また推測が正しければ、伝為和筆『古今聞書』行間書入と同じ為和段階の冷泉家説ではあっても、本古今注の方が少し後年の為和説ということになる。そして、為和は父為広の説を発展させていた、ということになる。

ここでさらに『良恕親王注』の当該歌注も確認しておこう。

一説朽木トモ云リ。又歳木トモ。飛鳥井ニハ柳ト云々。(…中略…)アハオカタマ、(A) 此カハヤ也。又(B) ヲハヤキ字也。哥ノ心ハ水ノアハヤ玉ノキユルトミエツラント云心也。

本古今注と同様に、(A) 説、(B) 説を共に採用し、「あはをかたま」を「泡や玉」と解するに至っている。為広が新たに考え出し、その後の冷泉家当主(恐らくは為和)によって手が加えられたと思しき注説が、冷泉家説として定着しているようである。一方「をかたま」の「か」を清音で読むという説は『良恕親王注』では見えない。『良恕親王注』が他の部分で語の清濁に触れる場合もあることを考えると、清濁に無関心という訳ではなくて、この語の清濁は、近世初期までには、冷泉家において重要な注説では無くなっていたと考えられる。

以上、一首のみの例示であるが、室町期の冷泉家説といっても、常に不変なものではなく、代々の当主によって手を加えられることがあるのが判る。本古今注は、室町期の冷泉家古今学の展開を考えるに際して、有益な情報を供する資料と言えよう。

### おわりに

『良恕親王注』の一伝本である「佐賀大学本古今集注」を調査した片桐洋一氏は、室町期の冷泉家古今注説について、次のような評価を下している。

富士の煙の「不立」にせよ、「ならの帝」の聖武説にせよ、冷泉家説として主張されている説は、いずれも為相の時代のそれであつて、その後の冷泉家説の発展は、まことに無きに等しく、飛鳥井家説や宗祇説を採り入れることによつて存在し得ていたという「佐賀大学本古今集注」の在り方が、そのまま歌道家としての冷泉家の在り方を示している。とまでは言えないにしても、連歌師などの地下の人々に受けつがれて広く国民的教養にまで広がって行つた二条家説とは対抗すべくもなかつたことだけは確かであろう。（『解題』第四巻より）

確かに、『良恕親王注』は『両度問書』や『古今榮雅抄』等の他流の古今注説をそのまま利用している部分も少なくなく、この評価は一面では間違いではあるまい。

しかし、本稿第五節で見たとおり、為広・為和期の冷泉家古今学には何らかの「展開」と呼ぶべき現象があるようにも思われる。為広・為和は各地に下向して和歌を指導し、この時期、冷泉家の門弟組織が全国に展開していった<sup>25)</sup>。為広

や為和はそうした活動の為に、冷泉家歌学というものに向き合い、「展開」させていったのではないか。勿論、他流の歌学と対抗するという側面もあるだろう。為和が『題会之庭訓』を撰述し、定家の『和歌会次第』の改編本を作り出したのも、同様の背景を想定することが出来るだろう。

右に引用したような評価がなされる理由としては、室町期の冷泉流の立場で著された古今注が少なく、冷泉家古今学について断面的な考究しか為されていないということが挙げられる。今回取り上げた『為和秘抄』所収古今注は、為和自身のものでないにせよ、数の少ない冷泉家流古今注を補う意味で貴重な資料といえる。同じく数少ない冷泉家流の注である広大藏伝為和筆『古今聞書』書入や『良恕親王注』等とともに総合的に考究してゆくことで、室町期冷泉家古今学の様相がもう少し立体的に見えてくるのでは無いか。またそうした検討を通して、まだその資料的性格の全てが明らかになったと言えない本古今注や、伝為和筆『古今聞書』行間書入についても、具体的に考察してゆきたい。

#### 【注】

- (1) 赤尾照文堂、一九七一～一九八七。以下、『解題』と略称する。
- (2) 勉誠出版、二〇〇七。以下、『伝本書目』と略称する。
- (3) 『題会之庭訓』と為和改編本『和歌会次第』については、川平ひとし氏「冷泉為和改編本『和歌会次第』について―家説のゆくえ―」（『中世和歌テキスト論―定家へのまなざし』笠間書院、二〇〇八）、同氏「清浄光寺蔵為和著『題会之庭訓并和歌会次第』について」（『前掲書付属CD-ROM所収』参照）。
- (4) 注(3) 所掲川平氏「清浄光寺蔵為和著『題会之庭訓并和歌会次第』について」。

- (5) 遊行寺本②奥書の署名は、「為和(花押)」となっており、三康本②に存する官職名「右衛門督」の四字が無い。
- (6) 本古今注において、清濁は、圈点によって注される。単点(◦)が不濁点、双点(◐)が濁点となる。翻刻に際しては、点のある位置に(清)・(濁)と傍記した。
- (7) 例えば二条家の流れを汲む常光院流の説を伝える『古今集延五記』は、「一、にほふ春へはくらふ山／カヤウニ別ノ用ナキ時ハ、只クラフトスミテヨメリ。物ニタクラヘテ云時ハクラフトニコル也」と清音説を採る。一方、近世の成立ではあるが、冷泉家説を伝える『良恕親王注』を見ると、「くらふ、フ文字濁」と濁音説を採る。二条家流と冷泉家流とで、「ふ」の清濁を異にしていたものと考えられる。
- (8) 後述するように、本古今注は冷泉家流のものと考えられるので、「フ」の傍には濁点が存した可能性が高い。
- (9) 中世の古典注釈における清濁注記の意義については、遠藤邦基氏『読み癖注記の国語史研究』(清文堂出版、二〇〇二)に詳しく論じられる。
- (10) 別稿「〈翻刻〉三康文化研究所附属三康図書館蔵『為和秘抄』所収古今注」(『三田國文』59、二〇一四刊行予定)を参照された。
- (11) 『大江広貞註』については、片桐氏『解題』第一巻及び『古今集註 京都大学蔵』(京都大学国語国文資料叢書48、臨川書店、一九八四)所収の田村緑氏「解題」参照。
- (12) 新井栄蔵氏「栄雅の〈古今集注〉をめぐる―古今集注釈史論―」(『国語と国文学』52―9、一九七五)等。
- (13) 片桐氏『解題』第四巻。
- (14) 『広島大学蔵伝冷泉為和筆『古今聞書』について』(『古代中世国文学』25、二〇一〇)。広大蔵伝為和筆『古今聞書』については同論文に詳しい。
- (15) 「ちりひち」の「ひ」の読みについては、赤瀬信吾氏「一条兼良の古今集注釈」(『国語国文』50―11、一九八二)において、詳細な考察がなされている。
- (16) 浅見緑氏「解題」(『曼殊院蔵古今伝授資料』第四巻、汲古書院、一九九二)参照。
- (17) ただし異なる説を述べる点もあるので注意は必要である。例えば四四五番歌詞書の「めど」について、本古今注は「瓶子ノ類也、用之」と、草ではなく花を立てる瓶子のような器とするが、『良恕親王注』には、「メト、云草也。花立ル瓶

ト云、不可用」と、本古今注の採るものと同類の説を否定している。伝為和筆『古今聞書』行間書入にも「又瓶ノ様ナル物と云説アリ、其ハ不可用也云々」とあり、「めど」は草の名とするのが冷泉家正説とみて良い。本古今注の当該箇所は誤写か、あるいは第四節で言及するような、非冷泉家説の流入であろうと思われる。

(18) 『良恕親王注』は引用部の後に「当家ニモ、若葉ノ紅葉ヲワクラ葉ト申事モアリ。ソレモ希ナル物也」と続く。この点、本古今注と異なる。

(19) 勿論、本古今注のいう二条家説なり飛鳥井家説は、実際のそれらの家で行われていた説というよりも、冷泉家・冷泉流の認識する二条家説、飛鳥井家説と考えるべきものである。例えば、本古今注においては、仮名順序「つくる」を「尽」と解するのが二条家説であるかの如く述べられるが、二条家正説は冷泉家と同じく「作(造)」である。小川剛生氏「南北朝の二条家歌人と古今注説―東山御文庫蔵『二条為忠古今集序注』をめぐって―」(『明月記研究』3、一九九八)参照。また、「ちりひち」を「チリヒヂ」と読むのも、必ずしも二条家正説ではないようである。赤瀬信吾氏前掲論文参照。

(20) この点については、注(10)所掲の拙稿にて言及する予定である。猶、為和の古今伝授資料については、川平ひとし氏「冷泉為和相伝の切紙ならびに古今和歌集藤沢相伝について」(前掲書付属CD-ROM所収)に詳しい。

(21) ここで定家が直接的に批判しているのは、「最流」説であるが、本古今注の「最無」説と定家説が矛盾することに違いない。猶、『僻案抄』当該歌注は、一類本(川平分類)のうち、東山御文庫本等の定家自筆の形態を保存する伝本には見えない。川平分類については川平ひとし氏前掲書参照。

(22) 本古今注の内容の内、冷泉家説とそうでない説との弁別は難しい。注内容を子細に検討することによって見てゆくしかないだろう。

(23) 井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 室町後期「改訂新版」』(明治書院、一九八七)、赤瀬信吾氏「為広と門弟組織 乱世を生きた冷泉家当主」(冷泉為人氏監修『冷泉家歌の家の人々』、書肆フローラ、二〇〇四)、小川剛生氏「武士はなぜ歌を詠むか―鎌倉將軍から戦国大名まで」(角川学芸出版、二〇〇八)等参照。

【引用本文】『古今和歌集』：新編国歌大観、『了俊歌学書』：冷泉家時雨亭叢書、『二条御説』：武井和人氏『二条兼良の書誌的研究』増訂版（おうふう、二〇〇〇） 広島大学蔵伝上冷泉為和筆『古今問書』：広島大学文学部国語学国文学研究蔵（大田・八四六、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫蔵紙焼写真G一六〇七一）を利用、『良恕親王注』（『曼殊院蔵古今伝授資料』第四卷、汲古書院、一九九一）、『辭案抄』：宮内庁書陵部蔵（鷹・六四五）、『延五記』：（秋永一枝氏・田辺佳代氏『古今集延五記（天理図書館蔵）』（笠間書院、一九七八） ※本文の引用にあたっては一部表記を私に改めた場合がある。

【附記】本稿は二〇一四年度藝文学会研究発表会における口頭発表の一部に補訂を加えたものである。席上その他の場において御教示下さった先生方に篤く御礼申し上げます。また、本稿を為すにあたって、資料の掲載を許可下さった三康文化研究所附属三康図書館に深謝申し上げます。